（郵便物認可）　（本紙六面）　（毎日曜日休刊）　（定價金三錢）

時事新報

第千三百八號
明治十九年六月廿二日　火曜日
舊丙戌五月廿一日（癸丑）
月出午前四時四十五分　月入午後七時十八分
月出午後十一時一十分　月入午前九時四十分
滿潮午前九時零九分　滿潮午後九時二十七分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ販賣所ヨリ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
●東京●横濱、橫須賀●神奈川、藤澤、大磯、小田原、箱根七湯、藤山、修善寺、三嶋、濱松、原、吉原、興津、清水、靜岡、榛松、島田、掛塚●大坂（京都、大津、相撲山、岡崎、豊橋、四日市、桑名、津、松坂、山田●仙臺、塩釜、高知、下ノ關、長崎●名古屋、敦賀、青森、弘前●高崎、小諸、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ヶ谷、稲荷、杉戸、幸手、加須、熊谷●千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川
其他郵便達配達區域ノ郵所ハ同レク郵便料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上 十五日迄	七日以上 十五日迄	十六日以上
自一行至三十行	十錢	八錢	七錢	六錢
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢	五錢
八行以上	錢六錢五厘	五錢八厘五毛	三厘	五錢九厘五毛
			二厘	五厘

時事報報

米麥作と斷念す可し（前號の續）

近年北亞米利加各地よて農耕の事大に進歩し天惠地福に文明の人工と加へて収穫の利益其比を見ざ且つ其地味の然らしむる所、最も小麥の耕作よ適ちそれと同時に交通の便利ありて農作物を海外へ輸出そると自由自在なるが故よ今後我國の麥作は亞米利加産の壓倒するの所と爲る可しとの旨趣は既よ前號に開陳せしが今又海外の事情と察そるよ日本農産第一れ米の如きも亦同樣の運命に遇はざると得ざる者の如し元來米は Tropical Plant 即ち熱帶植物にして安南暹羅緬甸印度等は正しく其本地なるべければ此等の國々よては格別の耕耘と要せず又肥料を費さず天然雨露の恩に浴して秋収冬藏自から便々たるを得べし、日本人が元來不相應の地に米を種植さ稼穡の艱難と非常ふ勞さて其収穫の案外寡少なるよ較れば固より同年れ蒙に非ず左きと日本は眞の米作國たるに適せず別に相應の農産を求めて米の供給は之を安南暹羅緬甸印度等南亞細亞の地に仰ぐ可き筈なりしに從來南亞細亞諸國は草莽未開よして國内安寧の便利ふく其政府は退守を旨として外國との交際おかりまかば商賣上の制度不整頓にして剩餘の物産を海外に輸出し有無相通ずるの思想もおく況して其農産物を名さへ知らざる日本國に供給そる抔と思ひも寄らず日本人も往時と支那を稱して諸趣と云ひ海をこえ山とよ諸々の難處を踏えざれば其地に達と可らずとて關程萬里の想を爲したる程おれば糧に南亞細亞に因るなどとは夢寐にも思はざ豐葦原の瑞穂の國、米穀豊穣他よ其比類おしと思惟して以て今日に至りたれども近年南亞細亞の形勢を見るに安南之既に佛國の保護に歸し緬甸も亦英國の有と爲りたるば過羅の運命も知る可きのみ斯くて歐洲文明國人が此等の國々と支配するとと爲ば其内地よ鐵道と敷設し其江河に汽船と通じ内よ物産運送の便を開きて外よ之を輸出するの方便を整くすべければ熱帶國産れ米穀も廉く其販路と求めて漸く日本國に入り來る可きや疑と待れず之を憂する者方亜細亞の米産國ゲ是れ迄で不文不明なる土人等の支配に在りしてそ日本農家の幸よして米價騰貴の政策をも免かれたるよとなれども今や世界の形勢い漸く變化しく西洋人の力は日に東漸するれ勢を成し此天然の沃土と處分そるに西洋文明の人智を以てするの場合に至るとき は瑞穂の國民ゲ何程に勉强して稼穡の艱難を嘗るも勢、これに抵抗そ可らざるは猶ゲ彼の愛蘭の農民が麥作よ北米人に壓倒せらるゝと同一樣おる可し現に昨明治十八年中も南亞細亞米即ち彼の南京米の日本に輸入の高は十餘萬石元價六十七萬圓よ上り日本の市場にく一藏の商品と爲れり且つ其運輸の便利おる東京大阪の商人が電報と以て南京米と香港に注文すれば荷物は十日前後に志て日本に到着そ可志と云ふ今日よして既に斯の如し自今西洋人が南方亞細亞に對するの方略も年にます〳〵整頓志て其產出米の價と減じ運輸の法を便利にすると共よ我米作の利益も亦年よます〳〵減少そるの運命に至る可きおり

以上の所記果して是おらば日本の麥は北亞米利加産ふ襲はれ米は南亞細亞に勁敵あり米麥の運命將に竭きて行く〳〵自殺せんとそるの勢あるが如し元來日本は米麥の地に非ず唯世界交通の不便なりしが爲め互よ其物産の所長を知らず米麥の如き僥倖よして居る可らざるの地に居りしとおきば日本の農家は今の時勢を察して漸く其米麥作を斷念するに若のざるおり蓋し農業の種類は多し米麥作の如きは實に其小部分たるに過ぎざれば之を外よして農業おしと云ふ可ふず特よ我國は養蠶に適し後來 Silk Country 即ち養蠶國と名を博そるよ足る可志と世界の公評おるが故に稻田水枯れ麥畦草荒るれば當ふ以て桑を樹ゆ可し況んや新開墾の地に於くとや全國到る處彌望桑園おらしむるも以て世界蠶糸の需要と飽かしむるふ足らず此際に在て從來の米麥作に懇々そるが如きは畢竟變通と知らざる者れみ特に近年の事情に於て米穀豊作なるも不景氣ます〳〵濃厚おるは我國の農民が單に米作のミと專らとして其他の農業を餘まを米價下落それば榮色忽ち面よ上るの趣ゐれば おり兎よ角養蠶其他相應の農業ある其際よ土地不相應の米麥作よ從事するは經濟の原則れ許さゃる所なれば今日只今と云ふにはあらねど時勢に連れて成るべく早く米麥作を廢すると我國農業家の爲先よ謀て最も肝要の事なりと信ずるおり（畢）

官報

○文部省令第十二號

勅令第十六號諸學校通則第四條ニ基キ小學校教員免許規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年六月二十一日　文部大臣森有禮

小學校教員免許規則

第一條　小學教員免許狀ハ師範學校卒業生及丁年以上ニシテ小學校教員學力驗定試驗ニ及第シタルモノニ之ヲ授與スルモノトス○第二條　小學校教員免許狀ハ普通免許狀地方免許狀ノ二種トス○第三條　普通免許狀ハ文部大臣ヨリ授與シ全國ニ通シテ有效ノモノトス○第四條　地方免許狀ハ府知事縣令ヨリ授與シ其管轄地方ニ限リ有效ノモノトス○第五條　普通免許狀ハ無期有效ノモノトス○第六條　地方免許狀ハ有期若クハ無期有效ノモノトス○第七條　有期ノ地方免許狀ハ五箇年ヲ以テ一期トス期滿ル每ニ勤務ノ經歷ニ依リ適任ノモノト認ムルトキハ更ニ免許狀ヲ授與スルモノトス○第八條　有期ノ地方免許狀ヲ有シ五箇年以上勤務ノモノニハ其經歷ニ依リ適任ノ狀ヲ授與スルモノトス○第九條　小學校教員學力驗定試驗ハ師範學校卒業生若クハ地方免許狀ヲ有シ小學校ニ勤務シ學術授業トモ超衆ノモノニ之ヲ行フ

○第十條　有期ノ地方免許狀ヲ有シ小學校教員學力驗定試驗ニ及第シタルモノハ其免許狀ノ期滿ル每ニ更ニ試驗ヲ受ケ其學力ノ進歩ヲ證スベシ（但小學校教員學力驗定試驗ニ及第シタルモノハ其免許狀ノ期滿ル每ニ更ニ試驗ヲ受ケ其學力ノ進歩ヲ證スベシ）○第十二條　教員ニ關スル所行アルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

但一科若クハ數科ニ限リ準スベシ）○第十二條　教員ノ刑ニ處セラレ若クハ信用ヲ墜スベキ所行アリタルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

ト雖モ之ヲ沒收スベシ（但信用又ハ風俗ヲ害スル書籍圖畫ハ禁獄若クハ鎖錮ノ刑ニ處セラレ若クハ信用ヲ墜スベキ所行アリタルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

ノ義務ヲ終ヘザルモノ　一　金ヲ納ムルコト能ハズシテ罰金ヲ納ムルコト能ハズシテ一箇年以内ニ處セラレタルモノ（但信用又ハ風俗ヲ害スル書籍圖畫ハ禁獄若クハ鎖錮ノ刑ニ處セラレ若クハ信用ヲ墜スベキ所行アリタルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

ノ面目ニ關スル所行アルトキハ禁獄若クハ鎖錮ノ刑ニ處セラレ若クハ信用ヲ墜スベキ所行アリタルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

罰金ノ刑ニ處セラレ若クハ信用ヲ墜スベキ所行アリタルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

（但信用又ハ風俗ヲ害スル書籍圖畫ハ禁獄若クハ鎖錮ノ刑ニ處セラレ若クハ信用ヲ墜スベキ所行アリタルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

金ヲ納ムルコト能ハズシテ罰金ヲ納ムルコト能ハズシテ一箇年以内ニ處セラレタルモノ（但信用又ハ風俗ヲ害スル書籍圖畫ハ禁獄若クハ鎖錮ノ刑ニ處セラレ若クハ信用ヲ墜スベキ所行アリタルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

老小癈疾婦女等ノ故ヲ以テ罰金ヲ納ムルコト能ハズシテ一箇年以内ニ處セラレタルモノ（但信用又ハ風俗ヲ害スル書籍圖畫ハ禁獄若クハ鎖錮ノ刑ニ處セラレ若クハ信用ヲ墜スベキ所行アリタルトキハ府知事縣令ヨリ文部大臣ニ開申スベシ）

十三條　前條ノ一項若クハ此限リニアラズ）

知事縣令ニ於テ特ニ小學校教員ノ一項若クハ此限リニアラズ）

ハ其族籍姓名並事由ヲ具シ府知事縣令ニ開申スベシ）

○第十四條　小學簡易科教員免許狀ハ府知事縣令之ヲ定ムベシ

力驗定試驗ヲ受クルモノハ其手數料ヲ納ムベシ

力驗定試驗ニ係ル細則ハ府知事縣令之ヲ定ムベシ

十七條　小學校教員免許狀ヲ有シ小學校教員ノ職ニ在ラザルモノハ其手數料ヲ納ムベシ

○文部省令第十三號

文部省令第十二號小學校教員免許狀ヲ有シ小學校教員ノ職ニ在ラザルモノハ其手數料ヲ納ムベシ

與シタル小學校教員免許狀ヲ有シ小學校教員ノ職ニ在ラザルモノハ其手數料ヲ納ムベシ

但小學初等科免許狀ヲ有シ小學校教員ノ職ニ在ラザルモノハ其手數料ヲ納ムベシ

中等科免許狀ヲ有スルモノハ其手數料ヲ納ムベシ

等科免許狀ヲ有スルモノハ其手數料ヲ納ムベシ

ルコトヲ得

明治十九年六月二十

○司法省訓令第十號

新聞紙條例第三十三條ニ依リ之ヲ配達スルコトヲ得スト禁ゼザル場合ト雖モ總テ其ルコトヲ得ザル儀ニシテ裁爲シタル時ヨリ以下ノ辯論往々疑義ヲ生ゼ候向モ有之ニ付

明治十九年六月二十一日

●虎列刺

流行地

大坂府　月　日　六月十九日

但シ西區西成郡三新屋五十人

京都府　同　同

但シ上下兩京區ニ新屋二十八人

兵庫縣　同　六月十八日

但シ六月十八日神戸區ニ新屋二十二人新屋三十二人

日同區ニ新屋三十二人新屋二十八人

岡山縣　同　六月十八日

廣島縣　同　十九日

和歌山縣　同　十九日

愛媛縣　同　十九日

○流行地外虎列刺

群馬縣本月十五日新患一人發日六日新患五人、新書死亡四人、新書死亡四人なり（群馬縣本月十五日新患一人發日六日新患五人、新書死亡四人なり）

○不換紙幣廢止後の景況

以間國内に通用また不換紙幣廢止法り以て正貨の基礎とおし而し此の程右不換紙幣廢止法（七日法令）の實行委員は其趣にて佛國巴里メサウエ